

高等学校卒業保育従事者による保育士試験の見込み受験について

1 概要

令和8年後期試験から、高等学校卒業相当の者が保育士試験受験申請時点で従事期間の要件（2年以上かつ2,880時間以上）を満たしていない場合においても、試験実施月から1年以内に従事期間を満たす見込みがあると都道府県の認定を受けることにより、保育士試験を受験できることとなったことから、手続き等について、以下のとおり取り扱う。

2 見込み受験の要件

見込の認定を受けるためには、以下①②をいずれも満たすことが必要

- ① 試験実施（前期試験：4月、後期試験：10月）までに、対象施設において、1年以上児童等の保護又は援護に従事していること※

※（受験申請時点（前期試験：12月末、後期試験：6月末）で、9か月以上かつ概ね1,080時間従事していること）

- ② 試験の実施から1年以内（前期試験：翌年3月末まで、後期試験：翌年9月末まで）に、対象施設において2年以上かつ2,880時間以上児童等の保護又は援護に従事することが見込まれること

3 見込み受験の手続

- ① 受験申請時の手続 ※申請書書類等については、鹿児島県HPに掲載

- ・ 受験申請予定者は、鹿児島県保健福祉部子ども政策局子育て支援課に「見込受験資格認定申請書」及び勤務証明書等を提出し、「見込受験資格認定証」の交付を受ける。
- ・ 受験申請予定者は、「見込受験資格認定証」の写しを受験申請書とともに試験事務センターに提出する。
- ・ なお、「見込受験資格認定証」が効力を有する期間は、当該認定証で受験する初回の試験を含み3回目に実施される試験までの間とする。ただし、交付した日以降に直近で実施する試験において受験申請しない場合は、その効力を失うものとする。

- ② 従事期間を満たした時点の手続

- ・ 保育士試験の見込み受験者は、試験実施月から1年以内に従事期間を満たしたことの証明書を勤務先施設等から取得し、鹿児島県保健福祉部子ども政策局子育て支援課に提出する（期間を満たしてから1か月以内）。
- ・ 県から「受験資格認定証の交付」を受け、写しを試験事務センターに提出する。

4 従事期間を満たせなかった場合

- ・ 保育士試験の見込み受験者は、従事期間を満たす見込みがなくなった場合、速やか、

(別紙)

鹿児島県保健福祉部子ども政策局子育て支援課に報告すること。

- ・ なお、従事期間を満たせない場合は、科目の仮合格は無効となる。2回目以降の試験を受けていた場合は、それぞれ試験実施月から1年以内に従事期間を満たせない場合、仮合格は無効となる。